

■令和7年2月4日からの大雪に対する災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先および取扱期間

団体名	送付先	取扱期間
福島県 耶麻郡 猪苗代町	〒969-3123 福島県耶麻郡猪苗代町字城南 100 猪苗代町豪雪対策本部	2025年3月13日(木)から 同年4月30日(水)まで
新潟県 妙高市	〒944-8686 新潟県妙高市栄町 5-1 妙高市役所	2025年3月13日(木)から 同年4月30日(水)まで

※ 今後、このたびの災害に関して、災害義援金を内容とする現金書留郵便物を受け入れる救助団体が追加されたり、取扱期間の延長などの変更があった場合には、随時、日本郵便株式会社 Web サイトでお知らせします。

【掲載ページ】 <https://www.post.japanpost.jp/>